



長野県報

8月30日(月)
平成22年
(2010年)
第2195号

目次

告示

地方税法に基づく軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)	1
生活保護法に基づく介護機関の指定(地域福祉課)	1
生活保護法に基づく指定を受けた介護機関の開設者の変更の届出(地域福祉課)	2
保安林予定森林にする旨の通知(5件)(森林づくり推進課)	3
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)	4
災害危険住宅移転事業補助金交付要綱の一部改正(建築指導課)	5
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	5
長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会)	6

公告

平成21年度災害共済事業等の経営状況(管財課)	6
特定調達契約に係る落札者の決定(税務課)	6
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(産業政策課)	6
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課)	7
一般競争入札(農業技術課)	8
特定調達契約に係る一般競争入札(9件)(道路管理課)	9
一般競争入札(19件)(道路管理課)	18
特定調達契約に係る落札者の決定(情報管理課)	33
特定調達契約に係る落札者の決定(ものづくり振興課)	33
一般競争入札(高校教育課)	33



長野県告示第538号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消しました。

平成22年8月30日

長野県告示第539号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成22年8月30日

長野県知事 村井 仁

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
山岸石油有限公司	長野県長野市川中島町上氷鉋1362番地	平成22年8月20日

税務課

長野県知事 村井 仁

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
通所介護	特定非営利活動法人 野のさと咲くらんぼ	長野県北安曇郡白馬村神城27721番地415	野のさと咲くらんぼ	長野県北安曇郡白馬村神城27721番地415	平成22年6月1日
認知症対応型共同生活介護	特定非営利活動法人 ひなたたっこ	長野県諏訪郡富士見町富士見11650-1	グループホームひなたたっこ	長野県諏訪郡富士見町富士見11650-1	平成22年6月1日

2 特定福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社クモイエージェンシー	長野県松本市波田10069番地3	有限会社クモイエージェンシー	長野県松本市波田10069番地3	平成22年6月1日

3 介護予防事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護予防通所介護	特定非営利活動法人 野のさと咲くらんぼ	長野県北安曇郡白馬村神城27721番地415	野のさと咲くらんぼ	長野県北安曇郡白馬村神城27721番地415	平成22年6月1日
介護予防通所リハビリテーション	中野暢夫	長野県松本市波田5125番地	デイケアあすなろ	長野県松本市波田5125番地	平成22年5月1日
介護予防福祉用具貸与	有限会社クモイエージェンシー	長野県松本市波田10069番地3	有限会社クモイエージェンシー	長野県松本市波田10069番地3	平成22年6月1日
介護予防認知症対応型共同生活介護	特定非営利活動法人 ひなたたっこ	長野県諏訪郡富士見町富士見11650-1	グループホームひなたたっこ	長野県諏訪郡富士見町富士見11650-1	平成22年6月1日

4 特定介護予防福祉用具販売事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社クモイエージェンシー	長野県松本市波田10069番地3	有限会社クモイエージェンシー	長野県松本市波田10069番地3	平成22年6月1日

地域福祉課

長野県告示第540号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から開設者が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成22年8月30日

長野県知事 村 井 仁

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変 更 年月日
					新	旧	
通所リハビリテーション	地方独立行政法人長野県立病院機構	長野県長野市南長野字幅下692番地2	長野県木曾介護老人保健施設	長野県木曾郡木曾町福島6613番地4	地方独立行政法人長野県立病院機構	長野県	平成22年4月1日
短期入所療養介護	地方独立行政法人長野県立病院機構	長野県長野市南長野字幅下692番地2	長野県木曾介護老人保健施設	長野県木曾郡木曾町福島6613番地4	地方独立行政法人長野県立病院機構	長野県	平成22年4月1日

2 介護予防事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
介護予防通所リハビリテーション	地方独立行政法人長野県立病院機構	長野県長野市南長野字幅下692番地2	長野県木曾介護老人保健施設	長野県木曾郡木曾町福島6613番地4	地方独立行政法人長野県立病院機構	長野県	平成22年4月1日
介護予防短期入所療養介護	地方独立行政法人長野県立病院機構	長野県長野市南長野字幅下692番地2	長野県木曾介護老人保健施設	長野県木曾郡木曾町福島6613番地4	地方独立行政法人長野県立病院機構	長野県	平成22年4月1日

3 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
介護老人保健施設	地方独立行政法人長野県立病院機構	長野県長野市南長野字幅下692番地2	長野県木曾介護老人保健施設	長野県木曾郡木曾町福島6613番地4	地方独立行政法人長野県立病院機構	長野県	平成22年4月1日

地域福祉課

長野県告示第541号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年 8月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所

駒ヶ根市下平4135の1・4135の2・4139の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、4140の1、4140の3、4140の7、4140の8、4140の12、4140の13、4141の1、4141の9、4163の3、4164、4167
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第542号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年 8月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡北相木村字栗平4295の1、4295の2、字金山4296の1、4297の1、4297の2、4301の1、4301の4、4302の1、4303、4305の1、4305の2、4306の1、4306の2、4307から4310まで、4312、4315から4320まで、4324の1、4324の2、4325の1、4325の2、4326の1、4326の2、4327、4328の1、4328の4、4328の6、4328の8、字小池4329の1、4329の5、4329の7、字栃女郎4325、4346の1、4346の2、4347の1、4347の2、4348の1、4348の2、4349、4350の1から4350の4まで、4350の7、4352の1から4352の4まで、4353の1、4353の2、4362の1から4362の4まで、字サス原4679、4680、4686の1、4687の1、4687の2、4689
- 2 指定の目的

水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林

づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第543号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡南木曾町読書174の52、1054のイの4、1054のイの5、1054のイの6、1054のイの7、1054の7、1054の9、1078の132
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第544号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡木曾町新開4587の1、4588のイ、4589から4592まで、4595の1、4595の2、4597、4598、4600の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
新開4590から4592まで、4595の1、4595の2
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第545号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年8月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 保安林予定森林の所在場所
木曾郡大桑村大字野尻939の81
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第546号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

平成22年8月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
連
- 2 指定の区域
飯山市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第547号

災害危険住宅移転事業補助金交付要綱（昭和49年長野県告示第90号）の一部を次のように改正し、平成22年度の補助金から適用します。

平成22年 8月30日

長野県知事 村 井 仁

第3の表の危険住宅除却等事業の項中

対象経費	
(1) 危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費及びその他移転に伴う諸経費を補助するに要する経費。	
(2) 市町村が補助事業を遂行するために行う事務に要する経費。ただし、(1)の額に1,000分の22を乗じて得た額を限度とする。	
(1) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得及び造成を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関（以下「金融機関等」という。）から借り入れた場合において、当該借入期間中の当該借入金利子に相当する額の費用を補助するに要する経費。	
(2) 市町村が補助事業を遂行するために行う事務に要する経費。ただし、(1)の額に1,000分の22を乗じて得た額を限度とする。	

を

対象経費	
危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費及びその他移転に伴う諸経費を補助するに要する経費。	
危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得及び造成を含む。）をするために要する資金を金融機関その他の機関（以下「金融機関等」という。）から借り入れた場合において、当該借入期間中の当該借入金利子に相当する額の費用を補助するに要する経費。	

に改める。

第9を次のように改める。

第9 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄地方事務所長を経由するものとする。

様式第2号中

附 帯 事 務 費	(円)				
摘 要					

を

摘 要					
-----	--	--	--	--	--

に、

附帯事務費	計	計
円	円	円

を

に改める。

様式第5号中

計 画	建設補助事業	建 物	円	円	円
	附 帯 事 務 費		円	円	円

を

計 画	建設補助事業	建 物	円	円	円

に改める。

様式第7号中

附 帯 事 務 費				
合 計				

を

合 計				
-----	--	--	--	--

に改める。

建築指導課

長野県飯田建設事務所告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成22年9月13日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成22年 8月30日

長野県飯田建設事務所長 三 井 宏 人

- 1 路 線 名 飯島飯田線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡松川町上片桐989番の4地先から
下伊那郡松川町上片桐2050番地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成22年 8月30日

道路管理課

選告示第80号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成22年8月30日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

別表第1の不在者投票のできる病院中

「丸子中央総合病院 上田市上丸子335-5
長野県厚生農業協同組合連合会鹿教湯三才山 上田市鹿教湯温泉1291 を
リハビリテーションセンター鹿教湯病院分院 」

「丸子中央総合病院 上田市上丸子335-5」に、

「医療法人福島病院 上伊那郡箕輪町中箕輪8,428 を
上伊那生協病院 上伊那郡箕輪町大字中箕輪11324 」

「上伊那生協病院 上伊那郡箕輪町大字中箕輪11324 」に改める。

選挙管理委員会



公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により財団法人都道府県会館理事長麻生渡から平成21年度災害共済事業等の経営状況について通知がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公表します。

平成22年8月30日

長野県知事 村 井 仁

1 災害共済事業	
分担金その他収入	2,248,670,920円
災害共済金経費その他支出	898,139,857円
正味財産	23,757,489,635円
2 機械損害共済事業	
分担金その他収入	1,113,694,228円
災害共済金経費その他支出	471,136,578円
正味財産	7,387,210,650円

管 財 課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成22年8月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
地方税電子申告審査システム機器一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県総務部税務課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成22年7月22日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名 称 富士通リース株式会社

(2) 所在地 東京都千代田区神田練堀町3番地

- 5 落札金額
1月当たりの賃借額 1,526,385円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成22年6月10日

税 務 課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成22年8月30日

長野県知事 村 井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
大町南ショッピングセンター
大町市大字大町字糸柴2978-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社カネマン大黒園商店
大町市大字大町3829
イオンリテール株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名